

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年8月8日(日)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員49名

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 福田 誠也  | 2番 津田 征士郎 | 3番 牧野 正治   |
| 4番 上妻 孝市  | 5番 藪田 英明  | 6番 西富 大二郎  |
| 7番 網田 稔   | 8番 梅田 義弘  | 9番 西川 秀文   |
| 10番 三原 勉  | 11番 山田 明文 | 12番 木下 三智也 |
| 13番 緒方 一臣 | 14番 山口 謙藏 | 15番 松原 信博  |
| 16番 嶋村 鎮雄 | 17番 藤本 照義 | 18番 志柿 茂喜  |
| 19番 村上 智弘 | 20番 園田 操  | 21番 森 日出輝  |
| 22番 園川 良二 | 23番 竹原 孝昭 | 24番 坂口 信行  |
| 25番 清崎 勝矢 | 26番 上田 定信 | 27番 馬原 清隆  |
| 28番 榊永 築  | 29番 杉本 清和 | 30番 福原 幸一  |
| 31番 牧坂 邦夫 | 32番 林田 智博 | 33番 高群 藤雄  |
| 34番 谷口 憲治 | 35番 北口 和皇 | 36番 梅田 誠也  |
| 37番 角居 登  | 38番 田上 正富 | 39番 橋本 春利  |
| 40番 村上 正春 | 41番 南 順二  | 43番 田上 辰也  |
| 44番 中川 宣長 | 45番 山下 知文 | 46番 赤木 英雄  |
| 47番 米村 昌昭 | 48番 山田 博幸 | 49番 一木 文雄  |
| 50番 橋本 義則 |           |            |

欠席委員(上記49名中2名が欠席)

2番 津田 征士郎                      20番 園田 操

午後3時00分 開会

事務局

皆様、こんにちは。

それでは、ただいまより、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中47名でございまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は皆さん大変お忙しい中総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、先日の台風5号も熊本はほとんど影響がなくてほっとしたところでございます。また、鹿児島県内では大きな被害が発生しておりますので、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、本日の総会、農地法に基づく許可申請等となっておりますが、また来年4月から農地利用最適化推進委員と農業委員とのそれぞれの役割分担について話があるようです。

総会の審議がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3、議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者は10番の三原勉委員と11番の山田明文委員に、書記に事務局の立石誠信参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請をはじめ、全体5件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 訂正がありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案書を開いていただきまして、目次のほうからお願いいたします。第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちら1件取り下げがっておりますので、今「31件」と表記しておりますものを「30」と訂正方お願いします。目次の第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちら「31件」を「30」と、1件取り下げがっておりますので、よろしくお願いいたします。

これに伴いまして、合計数「95」と下段のところに書いてありますものを「94」と訂正をお願いいたします。

個別のものに入っていきます。ページ4ページになります。4ページの18番、こちらが今取り下げになっておりますので、斜線等に対応方お願いします。ページ4ページの18番です、こちら取り下げになっておりますので、斜線等の対応をお願いします。

続きまして、7ページになります。7ページの30番の申請理由欄ですけれども、ページ7ページの30番の申請理由、今「耕作不便による贈与」と書いてあります。こちら全部削除の上、以下のとおり訂正をお願いします。「経営拡張」と。ページ7ページの30番、申請理由欄、一番右のところに、「耕作不便による贈与」、こちらを全部削除の上、「経営拡張」と訂正をお願いします。

続きまして、役員会の後にまだ追加がっておりますので、ページが8ページになります。ページ8ページの2番、こちらの備考欄に「残り持分5条同時申請有り」と書いております。こちらが「残り持分」を削除の上、「持分3分の2」と訂正をお願いします。「残り持分」と書いておりますところを削除の上、「持分3分の2」と、ページが8ページですね。ページ8ページの2番です。備考欄ですけれども、こちらのほうを「残り持分5条同時申請有り」と書いてあります、この「残り持分」というものを削除の上、「持分3分の2」と訂正をお願いします。

あわせて、ページ9ページの4番なのですけれども、こちらについても関連になりますけれども、「残り持分4条同時申請有り」と備考欄に書いております。こちらの「残り持分」についてもこちらの文字削除の上、「持分3分の1」と訂正をお願いします。ページ9ページの4番の備考欄です。「残り持分4条同時申請有り」となっておりますのを、「残り持分」を削除の上、「持分3分の1」と。

訂正については以上です。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、会許可分でございます。1番から、地元委員のご所見をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区画図東1丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後はカボチャ、スイカ、キュウリを作付されます。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当で

あるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番と3番は関連で、譲受人は東区戸島本町にお住まいの、2番につきましては専業農家、3番につきましては兼業農家がそれぞれ持分の4分の1を贈与される申請です。申請地には許可後はどちらも飼料用のトウモロコシを作付されます。

4番の譲受人は、東区下南部2丁目にお住まいの兼業農家が新規就農のため農地に賃貸借権の設定をするものです。申請地には許可後は粟を作付されます。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画について聞き取り調査を行いました。何ら問題がないことを確認いたしました。

以上、2番から4番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、2番、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

5番と6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている專業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

6番も、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている專業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上、2件につきまして協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

7番から11番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、経営拡張のため、使用貸借されるものです。譲受人である特定非営利法人オレンジワークの会は障害者の方を多数雇用されておられ、河内区内の耕作放棄地を借り受けその解消に努められている法人で、ミカンや露地野菜をつくられています。申請地にはミカン、露地野菜をつくられる予定です。

8番は、後継者へ贈与されるものです。譲受人はミカンをつくられる專業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

9番も、後継者へ贈与されるものです。譲受人はミカンをつくられる專業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

10番は、同居の孫へ贈与されるものです。譲受人はミカンをつくられる專業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、梨をつくられる専業農家で、申請地には露地野菜をつくられる予定です。

以上、5件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、7番から11番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

#### 46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

12番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上、1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、12番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

#### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

13番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

13番は、新規で、農地所有適格法人を設立されるための賃借権設定の申請です。申請人は、先日の地区委員会に出席いただき、営農計

画を聞き取りいたしました。許可後は施設園芸のトマトをつくられる  
予定です。

地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件  
に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたし  
ます。

議 長           ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、こ  
の件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、14番。

### 30番 福原幸一委員

14番から17番について、地区委員会で協議状況をご報告いた  
します。

14番と15番は関連で、独立就農のための使用貸借及び賃借権の  
申請です。借り人は水稻、麦、施設園芸、キュウリを作付される予定  
です。地区委員会で聞き取りを行い、営農計画等何ら問題ないこと  
を確認いたしました。

16番は、子へ贈与するための申請です。譲受人は水稻と露地野菜  
をつくっており、許可後は水稻を作付される予定です。

17番は、子へ贈与することで独立就農のための所有権移転の申請  
です。譲受人はホールクロップサイレージWC Sと施設園芸のトマト  
を作付される予定です。地区委員会で聞き取りを行い、営農計画等  
何ら問題ないことを確認いたしました。

以上、4件、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可  
要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審  
議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、14番から17番について地元委員より報告がございま  
したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

18番は取下げでございますので19番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

18番は取下げです。

19番から23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は大津町でファームトウをつくられており、許可後は菊芋を作付される予定です。ただ、熊本市で権利取得は初めてのため、地区委員会で聞き取りを行い、営農計画等については問題ないことを確認いたしました。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

21番は、持分~~の~~6分の1全部を子に贈与する申請です。譲受人は水稻と露地野菜をつくられており、許可後は露地野菜をつくれる予定です。

22番は、妹への贈与する申請です。譲受人は以前より譲渡人の農作業を手伝っており、後継者がいないため贈与を受けるものです。譲受人は飼料用の米、粟、柿等をつくっており、許可後は飼料用の米、粟、柿等を作付される予定です。農地取得が初めてのため、地区委員会での聞き取りを行い、営農計画等について何ら問題ないことを確認いたしました。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

以上、5件、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、19番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。



5 番 藪田英明委員

5 番委員、藪田です。

24 番から 26 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24 番は、経営拡張のための農地を取得される申請です。譲受人はスイカ、キュウリ、水稻をつくられる専門農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

25 番、26 番は関連です。耕作の利便性を求めるため交換される申請です。許可後、25 番はスイカを作付され、26 番は水稻を作付される計画です。

以上、3 件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 24 番から 26 番について報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27 番。

34 番 谷口憲治委員

34 番、谷口でございます。

27 番から 31 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

27 番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。申請人は水稻、ナス等を生産する専門農家で、許可後はナスを作付される予定です。

28 番は、農地所有適格法人の新規の賃貸借の申請でございます。申請人は、スイカとミカンを生産する専門農家で、許可後は法人としての農業経営でスイカ、ミカンを作付する予定でございます。

29 番は、後継者への経営移譲のための使用貸借の申請でございます。申請人は、水稻とスイカ、ナスを生産する専門農家で、許可後も水稻、スイカ、ナスを作付する予定でございます。

30 番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。申請人は水稻と牧草を生産する専門農家で、許可後は牧草を作付される予

定でございます。

以上、4件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、27番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
また、31番ですが、議席番号が19番の村上委員ご本人となっております。よって、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。村上委員は31番の審議の終了まで議場から退席いただきます。

それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

#### 34番 谷口憲治委員

31番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

31番は、土地収用に伴う代替地取得のための所有権移転の申請でございます。申請人は水稻、スイカ、ナス等を生産する専業農家で、許可後はスイカ、ナスを作付される予定でございます。

以上、1件、先日の地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
それでは、村上委員の入室をお願いします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、貸資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、隣接するクレーンによる工事業を営む事業者へ貸資材置場として貸し付ける計画で、建築資材、クレーンなどの重機車両7台、トラック6台のほか、敷地内通路を整備し、利用される計画です。資金計画と証明、排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年10月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、通路へ転用する申請です。第3号議案5条申請の4番と5番の関連案件となります。農地区分は、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療機関があることから、第3種農地となります。土地利用計画は、

周辺住宅及び店舗用の駐車場の新設に伴う通路として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年2月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

#### 10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、農業用倉庫へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、米貯蔵用の大型冷蔵庫等を収納する農業用倉庫1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。ただ、農地法について理解していなかったため、許可を得ず農業用倉庫を建築し、使用していたため、深く反省している旨の始末書が提出されております。排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認し、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、4番。

#### 4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

4番につきまして、さきの地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、農家住宅への転用申請です。申請者はミカンをつくられる農家で、現在の住宅が手狭で老朽化したため、住宅の建設を計画されました。農地区分は、10ha以上ある優良農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建設されるものに該当すると判断されます。土地利用計画は、木造2階建て農家住宅1棟、141㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可後速やかに着手され、平成29年12月20日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

#### 5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番の申請地は、市街地と市街化調整区域が混在する土地で、市街化調整区域部分を駐車場の法面にする一部転用申請です。農地区分は、

市街化区域の近接で、10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場の法面に当たり、転用許可後に市街化区域の面積分の転用届出をされる予定です。なお、一部市街化調整区域があると思わず、また転用許可が必要と知らず、駐車場の法面に利用してきたことを反省する始末書が添付されています。隣接に農地はなく、周辺への被害防除等問題ないものと思われま。現況のまま使用される計画です。

以上、1件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、30件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、土木工事業を営む法人が農地の所有権を移転し、資材置場及び駐車場へ転用する申請です。農地区分は市街地に隣接する概ね10ha未満の農地の第2種農地と、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に教育施設及び医療施設がある第3種農地の混在地です。土地利用計画は、譲受人は熊本地震による周辺地域の災害復旧工事を行っており、作業効率から申請地に建設資材、作業用車両置場、駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

2番は、不動産の売買を営む法人が農地の所有権を移転し、建売住宅及び共同住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する概ね10ha未満の農地の第2種農地と判断をされます。土地利用計画は、申請地周辺は住宅需要が高いため、建売住宅3棟、共同住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年10月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、飲食店の経営を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し、ドライブインへ転用する申請です。農地区分は、市街地化が著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療機関がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、ドライブイン1棟を、建築面積380.01㎡、駐車場76台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年4月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やか

に転用されることを確認しております。

以上3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、3番については、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、4番。

### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番から11番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番と5番は関連で、不動産の売買を営む法人が農地の所有権を移転し、通路及び貸駐車場へ転用する申請です。第2号議案の4条申請2番と関連案件となります。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療機関がある第3種農地と、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地の混在地と判断されます。土地利用計画は、周辺は住宅及び店舗が建設される予定で、駐車場の需要に応えるため貸駐車場及び通路を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年10月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

6番から10番は関連で、不動産の売買を営む法人が農地の所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療機関がある第3種農地との混在地と判断されます。土地利用計画



は、譲受の法人は現在隣接地に建売住宅の工事を進めており、資材置場が必要となり、申請地に山砂の一時置場、砂利の一時置場、碎石の一時置場、重機車両6台の駐車スペースなどを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年10月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

11番は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育機関がある第3種農地の混在地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、面積130㎡を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年1月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、4番から11番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

12番と13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

12番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区

分は、10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は許可日から平成30年7月31日までを予定されており、許可後速やかに実施されることを確認しております。

13番は、父から子へ所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内的の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中ということです。工事期間は平成29年11月20日から平成30年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、12番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

#### 4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

14番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

14番は、個人住宅へ転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、113㎡の建設です。資金

計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの1年間で予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。ただ、申請地の一部に転用許可を得ず農業用倉庫として利用されていたため、地権者より始末書が提出されています。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長           ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

#### 46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

15番から18番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

15番は、賃借権設定の駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する整形外科病院の職員及び外来患者の駐車場31台分で、妥当な面積かと思われます。ただ、一部許可を得ず駐車場として使用していたことを深く反省され、始末書の提出を受けていましたが、詳しい経緯が書かれておらず、現地立合にも事業者である医療法人が欠席されたため、詳細な説明を提出いただいた上で次回地区委員会の中で聞き取ることにし、継続審議が妥当であると協議いたしました。

16番は、父から子へ贈与する所有権移転による個人住宅建設のための許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積499.99㎡のうち、転用面積287㎡で、妥当な面積を思われます。開発許可が必要となりますが、都市計画の線引き以前から所有している土地に該当し、開発行為事前審査の回答の添付が

されています。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除ともに問題ありません。工事期間は平成29年9月1日から平成30年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

17番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅を2棟建設予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。しかしながら、申請地の一部を無断で使用しており、このことについて始末書の提出がっております。工事期間は平成29年10月1日から平成31年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18番は、所有権移転による個人住宅建設のための許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可要件の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、総事業面積322.09㎡のうち、転用面積116㎡に木造2階建1棟を建設されるもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成29年9月10日から29年12月31日までの予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上、4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしていることの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、15番、16番、17番、18番について地元委員より報告がございましたが、15番は継続で、16、17、18番について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

19番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

19番は、娘婿への使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。工事計画は、平成29年9月10日から平成29年12月31日の予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

20番は、使用貸借設定による農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、専業農家の貸渡人とその子どもと共同で農家住宅を建設する計画で、建築面積119.81㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成29年9月1日から平成30年3月31日までの予定、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、

いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしていることの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

#### 5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

21番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、親子間で使用貸借権を設定して農業用倉庫を建てられる転用申請です。農地区分は、10ha未満の小規模で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、鉄骨造り鋼板葺き平屋建て倉庫1棟ほか、農業資材置場を予定されています。配置計画から適正な規模と思われます。トイレを設置されますので、給水は上水道と接続し、汚水は合併浄化槽を設置して処理水は道路側溝へ接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続されます。隣接する農地は貸人の所有地で、被害等の問題はありません。事業に必要な資金証明書やその他必要書類は全て添付されています。工期は許可後から平成30年3月30日までを計画されています。

22番から24番は関連です。法人が所有権移転により建売住宅に転用する申請です。農地区分は、22番、24番の農地は市街化が進む区域であり、500m以内に北部まちづくりセンターがあるので、第2種農地と判断され、23番の農地は市街化が著しく、上水道、下水道の2管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に北部まちづくりセンター、北部認定こども園があるので、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅12棟ほか道路、公園を計画されています。配置計画から、適正な規模と思われます。給水は上水道と接続し、汚水・雑排水は下水道に接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続されます。隣接する農地との調整は済んでいるそうです。事業に必要な資金証明書やその他必要書類は添付さ

れています。開発許可が必要ですので、担当課と事前協議中とのことです。工期は10月1日から平成31年9月30日までを計画されています。

25番は、叔父が甥から贈与を受け資材置場にするための申請です。農地区分は、市街地に隣接した10ha未満の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請人が経営する建設業の資材である砂利置場及び砂置場を計画されています。しかし、既に譲渡人の祖父が約40年前に大雨で現地が崩落し、農地として使用することが困難となり、埋め立てて資材置場として使用してきており、許可を得ずに使用してきたことを反省する旨の始末書を添付されています。転用面積は配置計画から適正な規模と思われます。周辺に農地はなく、被害防除等問題はないものと思われます。土地は無償譲渡で、現場はそのまま使用されるので、費用は発生しません。

以上、5件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、21番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

#### 26番 上田定信委員

26番委員、上田でございます。

26番から30番についての地区委員会で協議状況を説明いたします。26番は、露天加工場建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、露天天日乾燥台13レーン及び進入路等と作業車両の駐車場、法面などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。なお、複数人での相続と遠隔地在住のため、春・秋の草切りは行ったものの、農地として適正な維持管理ができなかったとの顛末書が添付されております。事業計画、資金証明、排水同意も揃っており、工事期間は平成29年12月1日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

す。

27番は所有権移転による進入路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接の囲繞地への進入路をつくる予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等も揃っており、工事期間は平成29年9月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

28番は所有権移転による駐車場建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、職員用及び来訪者用等の駐車場6台分を設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等も揃っており、工事期間は平成29年10月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

29番は、所有権移転によるグループホーム建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として農地転用を許可しない農地と位置付けられておりますが、公益性が高いと認められる事業で、土地収用法適用事業の認知症対応型老人共同生活援助事業所、いわゆるグループホームは不許可の例外として扱うとされており、本市の平成29年度高齢保健福祉介護保険福祉整備計画として採択されたとの通知もあり、これに該当するものと思われます。土地利用計画は、グループホームの鉄骨平屋造り、建築面積562.73㎡と駐車場10台分及び菜園と緑地、道路後退分などで転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等も揃っており、工事期間は平成30年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要で、集落内開発制度指定区域内です。

30番は所有権移転による駐車場建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、職員用及び社用車用等の駐車場28台分を設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等も揃っており、工事期間は平成29年11月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般



基準の面から検討いたしました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、26番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、合わせてご説明いたします。

　　まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から19ページの7番までの合計7件で、1番と5番から7番までが公社からの売り渡し、2番から4番までが公社による買い取りです。面積は、7件合わせまして、田6,673㎡、畑2万4,660㎡の、合計3万1,333㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細19ページの8番から28ページの25番までで、貸手18名、借手13名の件数18件です。契約期間別では、6年未満が13件、10年以上が5件で、面積は18件合わせまして、田5万1,225㎡、畑1万9,987㎡の、合計7万1,212㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、露地野菜、果樹、花卉です。

　　続きまして、第5号議案です。

　　29ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細30ページの1番から4番までで、貸手4名の件数4件です。契約期間は、10年以上のみで、面積は4件合わせまして、田のみの6,266㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻を予定しています。

　　以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

していることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。続きまして、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書の黄色の用紙をごらんください。報告事項、1番から10番まで上がっております。合計しまして101件の報告案件が上がっております。

　　こちらの議案書についての報告事項については以上です。

事務局 　　事務局の福田でございます。

　　次の報告でございますが、職員の任免についてということで資料を付けております。前回の総会でもやりましたけれども、北区分室主査、村上のほうは8月1日から8月31日までということで休職期間を延長させていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

議長 　　次に、報告事項について何か質問等ございませんか。

　　次に、次第のその他ですが、本日3件あります。事務局は説明をお願いします。

事務局 　　事務局の福田でございます。

　　お手元にある農業委員の農地利用最適化推進委員との業務分担評議員名というのをお付けしております。前回の総会のときに新設した最適化推進委員の役割についてということでご説明させていただきましたが、今回は農業委員の役割分担、業務分担の例をご説明申し上げたいというふうに思います。

　　1項目目の総会でございますが、◎が担当で、○が副担当、△はオブザーバーというふうに考えていただければ助かります。総会の出席

については、農業委員が主たる出席者で、最適化推進委員については担当エリアについて参加していただくと。議決については農業委員の専決事項でございます、オブザーバーで担当エリアがあれば出席していただいているということでございます。

来年以降については最適化を進める上で推進の指針を策定しなければいけませんので、この策定の審議については農業委員が主たる担当として審議していただいで決定していただき、最適化推進委員が議論をしていただくというふうなことになります。

現地検討、今でいう地区委員会でございますが、主に農業委員さんが見ていただいで最適化推進委員さんは自分のエリアについては参加していただいで意見を述べていただくというようなことになると思います。

4点目、5点目でございますが、農地集積集約化に向けた現場活動ですとか、耕作放棄地の発生防止に向けた現場活動、通常で言うと日常的な巡回行為についても推進委員さんのほうでお願いできればと。あと、座談会ですとかパロトルですとかという部分については一緒になってやっていただくということになるかと思えます。

あと、耕作放棄地の発生防止に向けた現場活動を行った上で、(3)点目に非農地判定というふうなことがございますが、これについては総会のほうで手続を進めることになると思いますが、まだまだ当委員会については現場で状況把握をした後それについては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

6点目の新規参入の支援でございますが、これは地元活動を今回やっている推進委員さんにやっていただきたいというふうに考えてはおりますが、これについては新体制の中で農業委員さんと推進委員さんが一緒になって考えてやっていただくということになっております。

それ以外のいろいろな活動についてもやっていただきますが、いわゆる農業委員さんと最適化推進委員さんは地域の車の両輪としていろいろ協力体制の下でやっていただければというふうに思っているところでございます。

説明は以上でございます。

議長

今の説明に質問等ありませんかね。

それでは、ないようですから、2点目の説明をお願いします。

事務局

それでは、私のほうから、皆さんの手元に熊本県農業会議から来ている文書が添付されているかと思えます。これについて若干説明させ

ていただきます。

これは約1か月前でしょうか、九州北部豪雨、これが朝倉だったり非常な被害を受けているということで、災害義援金をみんなで差し上げようじゃないかというような文書が来ております。これは県の農業会議のほうでこれを提案されて、熊本県全員一致としてじゃあこれに参加していこうというような考え方を持たれております。というのも、昨年熊本地震により全国各地から熊本に義援金等が寄せられたということ踏まえまして、できることをやっていこうというような形で出されている文書でございます。

この総会の前に役員会を開きまして、一口1,000円をお願いできないだろうかというような話をさせていただきました。早速この総会の終わった後に集めましょうという、皆さんから1,000円でご納得いただければ義援金として出したいということで話したんですけども、総会が始まる前から担当の地区委員さんが代表の委員さんが集めていただきまして、皆さんにご支持受けたものだと思っております。まだ出されていない部分がありましたら、総会后、申しわけないのですけれども、一口1,000円ということでご協力いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今の説明について質問などありませんかね。

では、何もなければ、次の3点目の説明をお願いいたします。

事務局

3点目の説明をいたします。農業委員会全体視察研修についてご説明をいたします。

お配りしております資料で、平成29年度委員全体視察研修についてという資料をごらんいただきたいと思います。初めに、8月24日と25日の工程表をお示ししております。当日は桜町の熊本市市民会館に9時10分にお集まりいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

今回の出張につきましての旅費なのですが、出張旅費のお支払は出張が終わってからの後払いのお支払となりますので、ご了承をいただきたいと思います。そして、当日の活動費なのですが、ホテル代とか全ての食事代をまず1日目に皆様から2万円ずつ集めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。こちらのほうに資料に記載はございませんけれども、まず1日目にお一人2万円ずつ集金をさせていただきます

ので、よろしくお願ひいたします。

そして、当日同行します事務局の職員なのですが、3名同行いたします。福田事務局長と、南区分室の宮本室長、それと総務班の私が同行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

資料の2ページ目と3ページ目には視察先の研究センターと諫早干拓事業の概要などをお示ししておりますので、お目通しのほうをよろしくお願ひいたします。

私の説明は以上です。

議 長 今説明がありました、質問等何かございませんか。

31 番 牧坂邦夫委員

今の説明の中で詳しい概要の説明はありませんでしたけれども、乗車場所が北区役所と北部まちづくりセンターですか、乗車可ということになっていますけれども、これはここで乗る人の人員の把握とか、あるいは時間帯はどうなのか。

事務局

市民会館を出発いたしまして、途中で北部まちづくりセンター、それと北区役所に立ち寄って、そちらのほうから乗車される方と一緒に出発をしたいというふうに考えております。人員の把握につきましては、今後分室を通してどなたが途中で乗車されるかについて確認のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

そして、9時半に出発いたしますので、9時半に出発して、北部まちづくりセンターが20分程度はかかるかと思っておりますので、そのころの時間を見越してからお待ちいただければと思います。よろしいでしょうか。

事務局

ほかに何かご質問等はありませんでしょうか。

議 長

質問がないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を議長に委任願ひたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。どうもお疲れさまでございました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 1 6 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年8月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 三原 勉

署名委員 山田 明文

書 記 立石 誠信